

広島の味わいの一品・匠の銘品を募集します！



ザ・広島ブランド

新規認定品を募集

募集期間

令和7年5月15日(木)～6月25日(水)



「ザ・広島ブランド」とは

広島の特産品で特に優れたものを「ザ・広島ブランド」として広島市が認定し、広くPRすることで、知名度をより高め、消費拡大を図るとともに、広島のイメージを向上させ、地域経済の活性化及び誘客の促進を図ることを目的とした制度です。

募集概要

募集する特産品

食品「味わいの一品」

野菜、魚介類などの一次産品と加工品
(飲食店等で提供される料理は対象外)

工芸品等「匠の銘品」

生産過程の一部又は全部が手工的であるもの

申請資格

申請者は、次の全てを満たす必要があります。

1. 農業、林業、漁業、製造業を営み、原則として広島市内※に住所(法人その他団体にあたっては主たる事務所の所在地)を有する事業者
2. 申請しようとする特産品が、広島市内※で、年間の生産高のおおむね2分の1以上が生産され、又は生産過程のうちおおむね2分の1以上の部分もしくは重要な部分が行われていること。
3. 販売開始となつてから、1年以上経過している特産品であること。
4. 他人の知的財産権(意匠権、商標権、著作権、特許権等)を侵害していないこと。
5. 特産品の製造及び販売、その他必要な許認可を受けていること。
6. 申請しようとしている特産品が、1事業者につき、3品を超えていないこと

※ 上記1、2の条件に該当しない場合であっても、広島市の地域経済活性化と観光振興の観点から、「ザ・広島ブランド」として認定することが適当と判断する場合があります。詳しくはご相談ください。

認定品になると…

- ・市の広報紙やホームページ、SNSに掲載するなどして、認定品を広くPRします。
- ・「ザ・広島ブランド」認定品であることを称すること、ロゴマークを商品パッケージ等に使用することができます。
- ・認定品のPRや販売促進に係る様々な機会をご提供します。(広島市主催行事等の各種イベントへの出展など。)

応募方法

ホームページからダウンロードした「認定申請書」に必要事項を記入し、「募集案内」に記載の必要な書類を添えて、下記応募先へ、郵送及びメールもしくは持参により、ご提出ください。(提出は6月25日必着)

お問合せ・応募先

広島市 経済観光局 産業振興部 地域産業振興課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所5階
TEL:082-504-2238(土日祝を除く8時30分～17時15分)
FAX:082-504-2259
E-mail:chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp

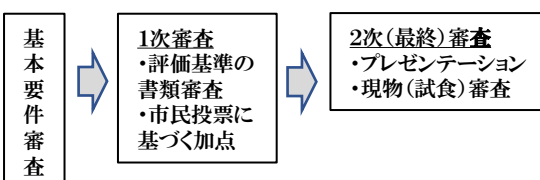
認定基準

【基本要件】

広島にちなんだ自然、歴史、伝統、文化的背景又は物語性があり、かつ、安心安全な品質を備えており、さらに「ザ・広島ブランド」の知名度の向上が期待できる。

基本要件を満たしたものを、「技術性」「独自性」等の評価基準に基づき審査します。詳しくは募集案内をご覧ください。

審査方法



スケジュール (予定)

5月15日～6月25日	新規認定品公募
7月～8月	1次審査(書類審査)
8月	1次審査(市民投票)
9月頃	1次審査結果送付
10月頃	2次審査(現物審査・プレゼン)
11月頃	2次審査結果送付
12月頃	認定式

令和6年度の応募・認定の状況

応募品数 32品
認定品数 8品(食品4品/工芸品等4品)

ザ・広島ブランド新規募集

検索



「募集案内」や「認定申請書」は
こちらからダウンロードできます。